

令和7年度水質検査結果一覧表

	項目	基準値	旭地域			海上地域			飯岡地域			干潟地域		
			最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値
	水温 (° C)		28.0	2.0	17.6	29.0	10.0	19.2	30.0	10.0	19.0	28.0	9.0	18.2
健康に 関連する 項目 (31項目)	1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/L以下であること	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下であること	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
	5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.02mg/L以下であること	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/L以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること	2.82	0.45	1.64	2.74	0.46	1.64	2.71	0.47	1.61	2.75	0.42	1.61
	12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下であること	0.14	0.11	0.12	0.15	0.12	0.13	0.15	0.11	0.13	0.14	0.11	0.12
	13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下であること	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	21 塩素酸	0.6mg/L以下であること	0.13	<0.06	<0.06	0.11	<0.06	<0.06	0.11	<0.06	<0.06	0.12	<0.06	<0.06
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下であること	0.012	0.002	0.005	0.010	0.002	0.005	0.012	0.002	0.005	0.012	0.002	0.005
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	25 ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	0.012	0.004	0.007	0.017	0.005	0.010	0.015	0.005	0.008	0.012	0.004	0.007
	26 臭素酸	0.01mg/L以下であること	<0.001	<0.001	0.001	0.003	<0.001	0.002	0.001	<0.001	<0.001	0.004	<0.001	0.002
27 総トリハロメタン (クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること	0.043	0.011	0.022	0.052	0.014	0.029	0.050	0.013	0.025	0.044	0.011	0.022	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること	0.013	0.003	0.006	0.014	0.004	0.007	0.014	0.004	0.007	0.013	0.003	0.006	
30 プロモホルム	0.09mg/L以下であること	0.006	0.002	0.004	0.011	0.003	0.008	0.009	0.002	0.006	0.007	0.002	0.004	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	
水道水が有すべき性状に関連する項目 (20項目)	32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/L以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/L以下であること	0.02	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01
	34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下であること	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	35 銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/L以下であること	45.0	19.2	30.6	45.5	18.3	29.2	44.1	18.4	29.0	42.5	18.8	29.3
	37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下であること	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	38 塩化物イオン	200mg/L以下であること	112.0	29.6	53.4	108.0	29.2	53.0	108.0	29.6	53.0	110.0	30.2	51.9
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること	102.0	56.0	78.3	102.0	56.0	79.8	99.0	56.0	77.3	98.0	55.0	76.5
	40 蒸発残留物	500mg/L以下であること	264.0	143.0	203.0	271.0	143.0	200.0	257.0	144.0	192.3	244.0	148.0	194.0
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	42 (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下であること	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
	43 1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下であること	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	45 フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下であること	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること	1.3	0.4	0.7	1.3	0.4	0.7	1.3	0.4	0.7	1.3	0.4	0.7
47 pH値	5.8以上8.6以下であること	7.1	6.8	7.0	7.5	7.0	7.3	7.2	7.0	7.1	7.1	6.9	7.0	
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50 色度	5度以下であること	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
51 濁度	2度以下であること	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
その他	52 残留塩素	0.1mg/L以上	0.4	0.2	0.3	0.5	0.1	0.2	0.4	0.3	0.3	0.5	0.2	0.4
理水質検査	53 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)であること							<0.001	<0.001	<0.001			
	54 抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)であること							<0.002	<0.002	<0.002			